

## [事案 22-154] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 7 月 2 日 和解成立

### <事案の概要>

募集人からの「4年後に解約返戻金が8割戻る」との説明を信じ、節税目的で保険に加入したが、実際には8割に満たなかったため、契約の取消しを求めて申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成 13 年 10 月及び 11 月、4 件の法人契約（逦増逦減設計定期保険特約付終身保険）に加入したが、下記の理由により、契約を取消し、既払込保険料を返還してほしい（主位的要求）。もしくは自動振替貸付が適用される前の解約返戻金を支払ってほしい（予備的要求）。

(1) 募集人は、当社の経理担当者に対し、口頭で「4年後に解約返戻金として保険料の8割が戻る」と説明した。経理担当者はこれを信じ、節税目的で4件の保険に加入したが、実際には8割にも満たなかった。

(2) 契約から4年経ち、保険料を入金しないでいたところ、平成 17 年 11 月、「払込期限までに入金がない場合、失効する」旨の F A X が送られてきたので、失効しても構わないと放置した結果、失効せずに、5年間も保険料の自動振替貸付が適用されてしまった。その間、保険会社からは何の案内もなかった。

### <保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 申立契約の加入目的は、節税ではなく、役員の退職金準備のためであり、募集人は、解約返戻金の推移を示した計算書を経理担当者に交付して保険商品の説明をしている。

(2) 自動振替貸付が適用されていることは、申立人（法人）および経理担当者宛てに、継続的に通知し、かつ募集人もフォローしている。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」34 条 1 項を適用して、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

#### ①主位的要求について

(1) 以下の事実を総合斟酌すると、申立契約はいずれも、節税目的のために締結されたことが強く推認されるが、募集人が、経理担当者に対し、「4年後に解約返戻金として保険料の8割が戻る」と説明したとの事実までは認めることはできない。

(a) 「保険設計書」に付属している「社内研修用資料」の一覧表の記載によれば、申立契約の「総返戻率」はいずれも、契約締結後4年間で80%に達することはなく、募集人がこれに反する事実を説明することは通常考えられない。

(b) 「成立前契約確認報告書」の「特記事項」欄には、被保険者が、保険加入を「合法的

な節税対策として」勧められたとの回答をしていることが認められる。

- (2) なお、経理担当者は、募集時には、設計書や解約返戻金推移表等の募集資料は一切交付されていないと主張するが、一般的に、保険契約の募集に際し、募集人が資料も用いずに説明をすることは考えられず、「保険設計書」も交付されていたものと推認される。そうすると、契約を代行した経理担当者において、(契約して4年経過すれば、解約しても払込済保険料の8割が返還されるとの) 錯誤に陥っていたと認定することはできず、仮に、錯誤に陥っていたとしても、重大な過失があると評価せざるを得ない。

## ② 予備的要求について

- (1) 自動振替貸付とは、保険料の払い込みがなされない場合に、保険契約者からの申し出がなくても、解約返戻金の範囲内で保険料を自動的に立て替える約款上の制度であるが、申立人の主張する事実から、自動振替貸付の無効原因を見出すことはできない。
- (2) しかしながら、自動振替貸付に関しては、保険会社または募集人において、——それが直ちに自動振替貸付を無効とするものではないにせよ——以下のとおり、申立人から、保険契約を解約することにより、自動振替貸付の適用を回避する機会を奪ったという意味で、軽からぬ過失が認められる。
- (a) 平成17年11月の申立人宛てFAXには、本契約の保険料払込期限が明記され、「払込期限までに入金がない場合、ご契約は失効となりますのでご注意ください。」との文言と、保険会社名義の振込口座が記載されている。
- (b) しかし、当時においては、各申立契約の解約返戻金はいずれも年間保険料額を上回っており、保険料払込期限までに入金がなくとも、自動振替貸付が適用されるため、保険契約が失効することはなく、同文書の内容は明らかに誤りであったと言わざるを得ない。